

平成18年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成18年3月22日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算
議案第 2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
議案第 9号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
議案第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
議案第11号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算
議案第12号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
議案第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
議案第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算
議案第15号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算
議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計予算
議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定について
議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
議案第30号 那須塩原市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
議案第31号 那須塩原市堆肥センター条例の制定について
議案第32号 那須塩原市温泉公園条例の制定について
議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等について
議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について
議案第35号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第36号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議案第37号 那須塩原市職員互助会条例の一部改正について
議案第38号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について

- 議案第 3 9 号 那須塩原市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 2 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 4 3 号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 那須塩原市商工振興協議会条例の一部改正について
- 議案第 4 6 号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止について
- 議案第 5 0 号 訴えの提起について
- 議案第 5 1 号 市道路線の認定について
請願・陳情等について
(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 議会運営委員会行政視察の報告について
(報告)

日程第 3 閉会中の継続審査の申し出について
(承認)

追加 (第 1 号)

日程第 1 発議第 1 号 児童扶養手当の減額に関する意見書の提出について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（1名）

26番	菊地弘明君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	総合政策室長	山田勉君
企画情報課長	高藤昭夫君	総務部長	君島寛君
総務課長	平山照夫君	財政課長	松本睦男君
生活環境部長	相馬力君	生活環境調整班長	高塩富男君
生活福祉部長	田辺茂君	福祉事務所長	大田原稔君
市民福祉調整班長	向井明君	産業観光部長	田代仁君
産業観光調整班長	白井好明君	建設部長	君島富夫君
建設調整班長	益子和則君	水道部長	君島良一君
水道課長(黒)	金沢郁夫君	教育部長	千本木武則君

教育総務課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	織	田	哲	徳	君
農業委員会 事務局長	八	木	源	一	君	塩原支所長	櫻	岡	定	男	君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	渡	部	義	美	議事課長	石	井		博
議事調査係長	斉	藤	兼	次	議事調査係	渡	邊	静	雄
議事調査係	福	田	博	昭	議事調査係	高	塩	浩	幸

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

26番、菊地弘明君より欠席する旨の届け出があります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



◎議案第1号～議案第16号、議

案第28号～議案第47号、議

案第50号、議案第51号及び

請願・陳情の各常任委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第1、議案第1号から議案第16号まで、及び議案第28号から議案第47号まで、並びに議案第50号、議案第51号の38件、及び請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

○総務教育常任委員長（植木弘行君） おはようございます。

ただいまより、総務教育常任委員会の報告を申

上げます。

平成18年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、平成18年度当初予算案件2件、条例案件9件、陳情1件の計12件であります。

これらを審査するために、去る3月13日、14日の2日間にわたり、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部・局長以下、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

まず、平成18年度当初予算案2件から報告したいと思いますが、この2件については、各課ごとの予算内容部分は報告から省かせていただき、委員から出された意見・要望と討論をもって審査経過とさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算について申し上げます。

企画部総合政策室においては、車座談議の組織化は、行政がリーダーシップをとっていくと真の市民の活性化につながらないと思うので、積極的にやってもらえる人材の掘り起こしに努力してもらいたいとの要望がありました。

企画情報課では、行政評価をするために、それぞれの事業が目的を明確に持ってもらいたいという要望があり、討論においては、国会等移転促進協議会とリゾート関係への負担金は認められない。また、活動の実体がない国会等移転市民会議への補助金にも反対するという討論がありました。

総務部総務課では、国民保護法に反対する立場から、法に基づく予算を計上していることで賛成できないと討論がありました。

財政課においては、ゴルフ場の会員権を持っていることで毎年年会費の支出が求められている。財産の見直しを今後してもらいたいという意見に対し、執行部からは、歴史的な経過も踏まえ、那

須塩原市としての全体的な中で今後対応していくと答弁がありました。

契約検査課では、談合を排除するために、将来的にでも検査部門をどこにも属さない独立した部署に移すことへの要望や、仕様書にどこどこ会社の何々仕様とされてしまうとむだなお金を使うことにもなるので、改善してもらいたいという要望がありました。また、予定価格の事前公表を行ってから落札率推移のデータを市民に公表することで、業者の姿勢が正されるのではという意見に対し、執行部からは、住民への周知については検討していきたいと答弁がありました。

教育委員会学校教育課では、学校図書の購入費が一律児童生徒1人当たり1,000円では大規模校と小規模校とで図書室の差が歴然となるので、配慮してほしいという要望がありました。

生涯学習課においては、各公民館の歴史、成り立ちは違うので、そこで活動してきた人たちが築いてきた運営形態を壊すような統一は避けてもらいたいという要望や、図書館としても、いかに本に親しませるか、本に魅力を持たせるかという読書指導をするべきなので、力を入れてほしいという要望がありました。

スポーツ振興課では、B&Gというすばらしい施設をもっと活用するようという要望がありました。

以上が議案第1号についての意見、要望、討論であり、結果としては賛成多数により原案が承認されました。

次に、議案第11号 平成18年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算について申し上げます。

公共用地の先行取得のため平成7年度、13年度、14年度に取得した4か所分の償還金を計上したもので、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第28号、議案第29号、議案第35号は関連がありますので、一括して報告させていただきたいと思います。

議案第28号と議案第29号は、国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法にそれぞれ義務づけられた国民保護協議会、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部を設置するための条例です。また、議案第35号は、議案第28号の国民保護協議会委員の報酬を定めるための条例の一部改正です。

質疑、討論はありませんでしたが、採決の結果、3件とも賛成多数により承認されました。

次に、議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等について申し上げます。

地方自治法の改正により、平成18年9月からすべての公の施設が直営または指定管理者による運営となり、新年度直営とすることで予定している9つの施設設置条例から、「管理の委託」という条項を一活して削除するものであります。

全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について申し上げます。

今回の改正は、条例で定める委員に、災害対策・復旧に、より専門的な知識を有する委員を加えるための条例改正であります。具体的には、自衛隊の方を念頭に置いていると説明がありました。

採決の結果、賛成多数により承認されました。

次に、議案第36号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について申し上げます。

平成18年4月から新設される栃木県市町村総合事務組合で、議会議員の公務災害補償に係る事務を共同処理すること、並びに「身体障害者療養施設」という名称が改められることによる改正であります。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第37号 那須塩原市職員互助会条例の一部改正について申し上げます。

市の求めに応じて国家公務員あるいは県の職員が派遣された場合、また関係団体から研修のために派遣された者の議員互助会への入会を認めるための条例改正であります。

全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第46号 那須塩原市公民館条例及び那須塩原市図書館条例の一部改正について申し上げます。

新築している東那須野公民館の住所が変更になることから、その開館に合わせて公民館条例を改正することと、東那須野公民館内にある図書館分室の位置も同じく変わるので、図書館条例も改正するものです。

全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第47号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止について申し上げます。

新年度の機構改革により生涯スポーツセンターが廃止になるので、その条例を廃止するものです。

なお、現在センターに配属されている職員は、黒磯支局の教育課、塩原支局の教育課にスポーツ振興係として、それぞれ移ることになっております。

全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第1号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書について申し上げます。

委員の意見としては、陳情内容はニュアンス的には伝わるが、真の理解までには至っていない、あるいは今の状況ではなかなか判断がつかないというように、総体的に勉強会を開いてもっと内容を理解する必要性を感じているようで、全会一致で継続審査とすることに決定いたしました。

以上が総務教育常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上、報告ですが、訂正をお願いいたします。

議案第37号のところ、「職員互助会」と言うべきところを「議員互助会」と申し上げたようでございます。ご訂正をお願いしたいと思っております。

大変失礼しました。もう一点ございます。

議案第1号の案件名で、「一般会計予算」と言うべきところを「一般会計補正予算」と申し上げてしまったようです。これもご訂正をお願いしたいと思います。

大変失礼しました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。
27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

当委員会では、去る3月13日、14日の2日間、午前10時から第4委員会室において、執行部から部長、調整班長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

当委員会に付託された案件は、予算案件5件、条例案件9件、陳情3件の17件であります。

まず、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算についての審査結果について申し上げます。

市民福祉部の福祉担当の主な事業で障害者福祉費の自立支援法事業3億1,135万9,000円は、自立支援法が18年4月施行されることに伴う新規事業であります。

高齢者福祉費の西那須野地区高齢者能力活用センター建設事業1,750万円で、健康長寿センターの南側に西地区高齢者活用センター（仮称）の建設を予定しており、建設設計、土地造成の予算が計上されております。

質疑では、高齢者福祉費、西那須野地区高齢者能力活用センター建設事業の質疑に対して、平成18年・19年の継続事業であり、18年度は建設設計、土地造成の経費で、19年度に建設費を計上する予定であり、20年4月オープンの予定との答弁がありました。

保育園管理費、世代間交流事業のおじいちゃん保育の状況及び資格の質疑に対し、おじいちゃん保育士は15名、15保育園で週3回、1回4時間の利用で、保育士の資格等は要らなく、基本的には60歳から65歳の方をお願いしているが、体力的に大丈夫な方は65歳以上の方もなされているとの答弁がありました。

保健担当の主な事業は、保健衛生総務費の黒磯地区保健衛生事務推進費6,090万1,000円で、自動体外式除細動器が3地区の保健センターに1台ずつ設置されます。

質疑では、保健衛生事務推進費で、自動体外式除細動器を3地区に設置をするが、支所ではなく保健センターにして経緯はとの質疑に対して、当面3基をそれぞれ支所管内に1つ設置した。今後の公共施設の配置については、今年度の動向を見て考えていきたいとの答弁がなされました。

妊産婦医療費助成事業で、母乳育児にすべきと思うが、どうかとの質疑に対して、新生児・産婦訪問指導のために助産師をお願いして訪問活動を

行っている。そういった中で、パンフレットを配りながら母乳の重要性を妊婦にPRしている状況であるとの答弁がなされました。

市民担当の主な事業は戸籍住民基本台帳費の黒磯地区住民基本台帳費1,938万3,000円で、自動交付機システムを導入するものであります。

質疑では、外国人登録事務費で、外国人登録者数の質疑に対して、2月1日現在で、男性1,186人、女性1,460人、合計2,646人であるとの答弁がなされました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主な事業は、交通対策費、市営バス路線運行計画費669万8,000円で、市営バス路線懇話会の開催及び市営バス路線運行計画策定業務を社団法人日本交通計画協会に委託をするものであります。

防犯対策費、黒磯地区防犯・暴力追放対策費1,377万円で、黒磯駅東西連絡橋に防犯カメラ6台を設置するものであります。

清掃総務費、黒磯地区清掃業務推進費1億7,637万2,000円で、第2期ごみ処理施設、最終処分場の負担金などであります。

塵芥処理費では、3地区のごみ収集費2億8,964万8,000円で、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ収集運搬業務などにするものであります。

質疑では、防犯・暴力追放対策費で、新規のカメラを設置するが、カメラの修繕費がなぜ必要なのかの質疑に対し、保険の対象は火災、落雷、盗難等であり、それ以外の故意、過失による損害については保険の対象とならないため、その関係で修繕料を計上しているとの答弁がなされました。

産業廃棄物対策事業で、廃棄物監視員についての質疑に対して、塩原地区に2名、黒磯地区に2名、西那須野地区に対しましては塩原・黒磯地区

の監視員が週の中で火曜日と金曜日に歩いている。仕事の内容は、不法投棄関係の通常の監視、最終処分場関係あるいは中間処理施設関係の巡回・監視、公共施設などに不法投棄されたものの収集などが主な内容であるとの答弁がなされました。

討論では、環境関係は安全が第一に問われるところであり、また安心というものもそれによって生まれてくると思う。効率的に運用されることを望み、賛成するとの討論がなされました。

以上の質疑、討論がなされまして、議案第1号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算、議案第3号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計予算、議案第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計予算については、いずれも全員異議なく承認されました。

次に、議案第13号 平成18年度那須塩原市墓地事業特別会計予算の審査結果について申し上げます。

墓地の使用許可状況は、赤田霊園917区画、平成17年度67区画使用許可、残区画2区画であります。さくら公園墓地84区画、平成17年度3区画使用許可、残区画58区画であります。

討論では、今回の予算を十分に生かしていただき、早く区画整理ができて販売ができるように望むとの賛成討論がなされ、全員異議なく承認されました。

次に、福祉担当の条例の審議結果を報告いたします。

議案第30号 那須塩原市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、及び議案第35号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第30号は、障害者自立支援法第15条の規定

に基づき那須塩原市障害者自立支援審査会を設けるもので、議案第35号は、障害者自立支援審査会の委員報酬を決めるものであります。

議案第30号及び議案第35号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第38号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第38号は、障害者自立支援法の制定に伴い、福祉事務所の所管事務に加えるものであります。

議案第38号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第42号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第42号は、介護保険法の改正、介護保険第3期事業計画に基づいて市が行う事業の運営上、必要となる事項について改正を行うものであります。

議案第42号については、全員異議なく承認されました。

次に、保健担当の条例の審議結果を報告いたします。

議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等についての審査結果について申し上げます。

議案第33号のうち、当委員会では那須塩原市塩原保健福祉センター条例の一部改正について審査を行いました。内容は、センターの管理及び運営を直営に、また施設等の使用料などの改正をするものであります。

討論では、指定管理者と直営という部分の中で、この福祉施設を直営で行うということで何ら問題なく管理運営されるとの賛成討論がなされ、議案第33号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第39号 那須塩原市乳幼児医療費助

成に関する条例の一部改正について、議案第40号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第41号 那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

議案第39号は、「乳幼児」を「こども」に、対象年齢を「0歳から6歳」を「0歳から9歳」に改め、国民健康保険法の住所地措置の規定を適用するものであります。議案第40号及び議案第41号は、国民健康保険法の住所地措置の規定を適用するものであります。

討論では、ゼロ歳から6歳までの未就学児だったものを9歳までに引き上げられたことは前向きな対応であるとの議案第39号について賛成討論がなされました。

議案第39号及び議案第40号並びに議案第41号については、全員異議なく承認されました。

次に、生活環境担当の条例の審査結果を報告いたします。

議案第43号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についての審査の結果について申し上げます。

議案第43号は、県条例の改正に伴い市条例も改正するもので、事業の目的、管理、周辺への周知等の義務規定などを追加するものであります。

討論では、安全基準あるいは指導監督、罰則規定などが市の条例に明記された改正であり、賛成との討論がなされ、議案第43号については、全員異議なく承認されました。

次に、陳情第12号 児童扶養手当の減額に関する陳情についての審査結果について申し上げます。

討論の中では、子育て支援の一環としてこの制度を継続すべきである。この制度は、母子家庭・父子家庭にはかなりの負担になる実情がある。不

正給付の防止策について検討していただきたいなどの討論がなされ、全員異議なく採択と決しました。

次に、陳情第13号 那須塩原市、特に旧黒磯市街地における市営バス路線の順路変更に関する陳情書についての審査結果について申し上げます。

討論の中で、市では平成17年度から市営バスの路線の見直しに取り組まれております。病院関係を回るということは、現に路線計画の中に、運行計画の中に加味したことで進められており、19年4月運行に向けた市の取り組みを尊重したいとの不採択としたいとの討論がなされ、全員異議なく不採択と決しました。

次に、陳情第2号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書についての審査結果について申し上げます。

採択の討論の中では、本市の健康管理、健康長寿を目指して専門のプロによる指導は大事であり、正式に配置していただき取り組んでほしい。管理栄養士設置がきっかけでよい運動、方向になればよいと思い、ぜひ採用していただきたいとの討論がなされました。

また、継続審査の討論の中では、執行部として十分検討していくという前向きな考えもあるが、もう少し時間をかけて踏み込んでいくべきである。健康日本21について、もう少し勉強してからにしてほしい。今後十分に勉強する時間を与えてほしい。在宅の栄養管理士で対応しており、差し迫っているような意見は聞かれなかった。その辺のところも前向きに検討したい。栄養士を入れてどこまでのメリットがあるのか、もう少し勉強したいなどの討論がなされました。

陳情第2号については、採決の結果、挙手多数（5人）で継続審査と決しました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告で

あります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

平成18年第1回那須塩原市議会定例議会において当委員会に付託された案件は、予算案3件、条例案4件、陳情1件、計8件であります。

これらを審査するために、3月13日、午前10時より第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、局長、調整班長、課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。また、3月14日は、塩原温泉湯っぼの里、那須塩原市堆肥センター、木の俣園地、板室堰堤の4か所の現地調査を行いました。

初めに、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

農業委員会所管の歳出の主なものは、6款1項1目農業委員会運営費の報酬1,701万6,000円は、前年度比で22.7%の減であり、農業委員の数が62人から38人になったことによるものです。使用料及び賃借料では、農業行政システムソフトレンタルの103万4,000円です。

委員からは、農業行政システムソフトレンタルについての質疑があり、農家台帳のデータが今までは紙ベースであったものを（株）TKCのソフトとハードのリースに変えるとの説明がありました。

また、農業者年金の加入状況についての質疑では、17年度の加入者は8人で、受給者の総数は1,308人との説明を受けました。

続いて、産業観光部の商工観光課・観光課所管について申し上げます。

歳入の主なものは、13款1項5目商工使用料では各施設の使用料として1億4,833万2,000円を見込み、主な施設は次のとおりです。塩原温泉華の湯4万5,000人分2,385万円、もみじ谷大つり橋27万4,000人分7,672万円、塩原温泉湯っ歩の里8万3,000人分1,286万5,000円であります。

18款1項1目の資金繰入金では、中心市街地活性化推進事業6,000万円と温泉活性化推進基金繰入金の3,140万円です。

20款3項1目の諸収入では、中小企業融資預託金返還金11億円、21款市債の中の合併特例債で地域再生事業2億3,750万円であります。

歳出の主なものは、7款1項2目商工振興費で3地区の商工会運営費や中小企業融資預託金事業11億円、イベント事業、那須の巻狩まつりに1,707万円などであり、7款1項3目中心市街地活性化費の街路灯設置6,000万円は、西那須野地区の街路灯190基分です。

7款2項2目観光振興費では、3地区の観光協会への補助金や塩原温泉開湯1,200年記念事業の補助金5,000万円です。

7款2項3目の観光施設管理費は、塩原もの語り館を初めとする施設の管理費です。

7款2項4目の中の地域再生整備事業の工事請負費2億5,000万円は、塩原温泉湯っ歩の里の工事費です。

商工費関係の質疑では、街路灯190基の内容について出され、昭和55年に設置され、平成16年度末に耐久度調査を行い、17年度の予算化が難しかったため18年度実施となったとの説明がありま

した。

中小企業融資預託事業の現状についての質疑では、運転資金と設備資金の割合が約8対2で、経済状況が非常に厳しいことを物語っているとの認識が示されました。

また、3地区商工会の補助金と合併の質疑があり、18年度に商工会の担当レベル、市の職員レベルで調整を図り、今年度に連絡協議会をつくり、合併に向けて進めていくとの説明がありました。

観光費関係では、塩原温泉開湯1200年記念事業についての質疑で、補助金の内訳、宣伝の仕方、市民への周知の方法、ギネスブック登録、パンフレットの作成、湯っ歩の里の警備システム、3地区観光協会の連携など多数出され、それぞれ説明をいただきました。開湯1,200年記念事業の成功のために、より努力をされることへの要望が各委員よりありました。

次に、農務課所管について申し上げます。

歳入の主なものは、13款1項4目の農業施設使用料で、青木ふるさと物産センター594万9,000円、地域資源総合管理施設750万円、八郎ヶ原牧場では100頭分を見込み、650万円であります。

15款2項4目県支出金の農業費補助金は、全体で約2億9,500万円、林業費補助金では約1,240万円であります。

歳出の主なものは、6款1項2目農林水産費農業振興費の農作物被害対策費は、黒磯地区の航空防除で米、麦、大豆の739ha、西那須地区の航空防除には塩原地区も含め1,850haで、それぞれ3分の1の補助です。塩原地区の野菜畑土壌消毒事業については、大根60ha、カブ15ha、ホウレンソウ40haに対して4分の1の補助です。

6款1項4目の数量調整円滑化推進事業で、黒磯地区の対象農家は2,065戸、西那須野地区は1,300戸、塩原地区は570戸に対する数量調整です。

6款1項4目畜産業費の畜産基盤再編総合整備事業は、総事業費2億5,574万4,000円に対する補助金1億8,008万6,000円で、牛舎7棟、草地改良造成約20haを実施するものです。

6款1項10目農村環境整備費の農村振興総合整備事業は、市と那須町がタイアップし、県営事業として平成18年から6年間で用排水路13路線、道路33路線、安全施設6基を実施するものです。

村づくり交付金事業は、農村振興総合整備事業に漏れた用水路11路線、道路19路線、防火水槽5か所、ビオトープ1か所などを実施するものです。

委員からは、アグリ体験事業の質疑があり、学校農園に対し1校当たり10万円の補助で、市内29校が対象となります。

那須塩原市堆肥センターのふん尿の運搬に関する質疑では、原材料となるふん尿をセンターに搬入するときの道路汚染等に関し、関係酪農家に十分汚染等のないように徹底していくとの説明がありました。また、委員からは、良質の堆肥がつけられるように努力をしていただきたいとの要望がありました。

村づくり交付金のビオトープの質疑では、西那須野の西地区に構想があり、西小学校の近くを予定しているとの説明がありました。

以上、農業委員会、商工観光課、観光課、農務課に関する議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算は、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第9号 平成18年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳入より、農業集落排水については、受益者負担金と使用料、そして一般会計の繰入金で運営されています。受益者負担金は、17年度で、ある程度いただいていることにより、前年度対比1,600万円ほど減額となっています。一般会計の繰入金が2,000万円の増額となったのは、償還金の増額

によるものです。

歳出より、一般管理費については、職員給与費と一般事務費、2項施設管理費の南赤田地区についても通常の管理費で前年とほぼ同じです。東部地区についても前年とほぼ同じ内容です。

公債費は、東部地区が900万円ほど増額になっています。

事業現況は、南赤田地区の対象戸数が375戸に対して水洗化率79.7%、東部地区は393戸で水洗化率54.3%です。

議案第9号は、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第12号 平成18年度那須塩原市温泉事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは温泉使用料であり、市営温泉事業において大口加入により増額となりました。

歳出の主なものは、1款2項1目市営温泉事業施設管理費の備品購入費231万円であり、いつ故障するかかわからないことから、温泉ポンプを予備に2台購入するものであります。

議案第12号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第31号 那須塩原市堆肥センター条例の制定について申し上げます。

この条例の設置の目的は、本市の牛ふん尿及び生ごみを堆肥化し、有機肥料として有効利用することにより、畜産環境保全を初め土づくりを基本とした環境保全型農業及び資源循環型社会の形成を推進するものです。

第6条2項、許可の制限、条件の付加について質疑があり、施設の許容量、均一的な作業を行っていく必要があるため、酪農家の搬入日の関係などの条件をつけたり、生ごみの分別がなされていないものについては受け入れないとの説明があり、議案第31号は全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第32号 那須塩原市温泉公園条例の制定について申し上げます。

塩原温泉湯っ歩の里が7月にオープン予定のための条例制定であります。

委員からは、幾つかの要望が出されました。その中でも特に利用時間について、どこの観光地も夜に観光客が外に出て散歩する光景が余り見られない。それは塩原温泉も同じであり、その対策のために利用時間の延長をすべきであるとの意見、せめて土日や休日の時間延長、3月になれば日も伸びるので5月閉館では短過ぎるとの意見がありました。また、使用料についても200円が妥当なものか、割引券の利用法も考えるべきではないのか、また第三者機関的な協議組織の設置の要望も出されました。いろいろな意見、要望等が出されましたが、運営面での柔軟な対応を求め、議案第32号は全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第35号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

塩原温泉湯っ歩の里副所長の報酬、月額18万円を追加するものです。

議案第35号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第45号 那須塩原市商工振興協会条例の一部改正について申し上げます。

第10条の条文中、「黒磯支所商工観光課」を「産業観光部商工観光課」に改めるものです。

全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第3号 那須野ゼロポイントに関する陳情書について申し上げます。

昨年の12月議会において陳情第11号として審査を行い、継続審査となりました。その後、今議会で取り下げられ、改めて一部内容が変更され、陳情第3号として上程されました。前回の審査でも、総論では多くの委員より賛同の意が表されましたが、記の内容が具体的過ぎることから継続となりました。

今回は小中学生を対象とした教育の場としての意義、観光資源としての可能性などを評価する意見が多数出され、全会一致で採択といたしました。

以上が、当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

訂正をお願いいたします。

議案第31号の温泉公園条例の中で……

〔「32号」と言う人あり〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） 失礼しました。議案第32号の温泉公園条例の制定の中で、湯っ歩の里の閉館時間で、「5時」では短過ぎるというべきところを「5月」と申し上げてしまいました。大変に申しわけありません。「5時」に訂正をお願いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会のご報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案につきましては……。大変失礼しました。

平成18年度第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案件9件、条例案件1件、その他の案件2件、計12件であります。

これを審査するため、3月13日、14日、両日も午前10時より第2委員会室において委員全員出席のもと、所管部長を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下は、その審査の経過と結果であります。また、15日は18年度よりの新規事業等の現地調査を行いました。

初めに、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

まず、都市計画担当について申し上げます。

歳入の主なものは、公園、住宅の使用料、不動産売却収入及び国・県補助金、基金繰入金、市債等であります。

歳出において主なものは、西大和地区市街地再開発組合への補助金、3・4・1本郷通りJRアンダー工事委託料、インター整備関連事業公有財産購入費、西那須野地区・塩原地区のまちづくり交付金事業の工事請負費、公有財産購入費及び老朽化市営住宅解体工事である旨、説明がありました。

開発区域内雨水浸透槽工事箇所は非常に危険な状態である。対応は。また、不動産売却収入は関谷区画整理地内5件、黒磯駅東口市有地であるとのことであるが、詳細は。及び、公営住宅目的外使用でドメスティックバイオレンスの使用であるという内容は等の質疑があり、予算がつき次第対応したい。また、地先保留地の分割納入によるものである。及び優先的に貸してもよいという指示が来ており、3人ほどが入居している。他の市民より優先してというわけではなく、たまたまあいっているものを貸している等の説明がありました。

続いて、道路担当について申し上げます。

歳入の主なものは、国庫補助県委託金、基金繰入金及び市債等であります。

歳入について主なものは、道路台帳の整備、明治の森維持管理業務委託料及び道整備交付金事業5路線に係る工事請負費、公有財産購入費、補償費等である旨、説明がありました。

道路台帳の整備内容は、道の駅、明治の森の維持管理の委託内容は、西那須野地区雨水排水整備事業はどの程度効果が見込めるのか等の質疑があり、黒磯地区においては5,000m、西那須野地区においては3,000m、塩原においては1,730mを予定している。また、道の駅については、駐車場、トイレ、花畑、明治の森森林の維持管理を行っている。17年度の完成で、駅西口から国道400号に向かった左側はおおむね改善されていると考える。引き続き18年度も整備を進めているので、順次改善していると考えている等の説明がありました。

次に、区画整理担当について申し上げます。

歳入の主なものは、国・県補助、西土地区画整理事業保留地売却収入、下水道特別会計繰入金及び市債であります。

歳出の主なものは、区画道路築造工事費、下水道築造工事費、水道工事負担金及び工事に伴う補償金である旨、説明がありました。

西土地区画整理事業保留地売却収入の内容はとの質疑に対し、地先保留地を5人が分割納入しているとの説明がありました。

次に、下水道担当について申し上げます。

歳入は国・県補助金であり、歳出は浄化槽設置事業費補助金と下水道特別会計繰出金である旨、説明がありました。

市単独分の浄化槽設置については何基かという質問があり、10基であるという説明がありました。

次に、建築担当について申し上げます。

歳入については、建築手数料と住宅金融公庫受

託審査業務収入であり、歳出の主なものは建築確認支援システム機器等の保守料、賃借料と2項道路用後退用地整備事業補助金である旨、説明がありました。

狭隘道路整備事業の内容を詳しく、また測量代金は全額補助か、確認手数料は何件か、また県の実績によるものか等の質疑があり、道路センターより片方2mずつセットバックし、市に寄附をする場合、分筆費を全額補助する。また、これまでの県の実績により900件を見込んでいるとの説明がありました。

議案第1号 平成18年度一般会計予算につきましては、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入については、水道使用料と一般会計繰入金であります。

歳出は、人件費及び維持管理の経常的経費である旨、説明がありました。

議案第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算については、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第6号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入については、水道使用料であります。

歳出は、人件費及び維持管理の経常的経費と積立金である旨、説明がありました。

水質検査の内容は、本村との水道使用料の単価の違いは、また不満は出ていないか等の質疑に対し、水質検査については項目により月1回、年1回、年3回等がある。また、残留塩素検査については毎日行っている。また、単価の違いについては、創設段階で料金が設定されており一律料金で

はない。また、住民よりの不満は今までなかった旨、説明がありました。

議案第6号 平成18年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計予算については、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、水道使用料、基金繰入金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは配水管布設工事である旨、説明がありました。

水道料金が前年度より5%減になる理由は、配水管布設工事の内容は等の質疑があり、一般家庭は微増だが、企業に漏水があり使用料の減額になるため、また上横林の減圧弁から折戸十文字までの圧が高く老朽化しており、大型車の通行量が多く、年四、五回の漏水があるため布設替えをする旨、説明がありました。

議案第7号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道特別会計予算は、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入について主なものは、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、水処理センターの維持管理業務、塩原水処理センターの設計業務委託、幹線枝線築造工事である旨、説明がありました。

3地区の水洗化率は、また滞納繰り越しに対する対策等はこの質疑があり、黒磯地区85.1%、西那須野90.9%、塩原64.6%、過年度分の滞納繰り越しについては難しいが、現年度分については給水を停止し徴収をしている。滞納が多くなってきた場合は裁判のような手法も考えていかなければな

らない旨、説明がありました。

議案第8号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計予算については、全員異議なく承認しました。

次に、議案第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

歳入については、土地売払収入、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、都市計画道路・区画道路の築造工事、那須疎水二分水路つけかえ工事等である旨、説明がありました。

土地売払収入が少額な理由は、進捗率と完成予定はとの質疑があり、分割納入1名のため少額である、平成17年度末でおおむね50%完了し、5年後ぐらいまでには完了したい旨、説明がありました。

議案第10号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の歳入の主なものは、水道料金及び加入金であり、歳出の主なものは北那須水道受水費、各委託料等であります。

また、資本的収入及び支出の歳入の主なものは、企業債、負担金、国庫補助等であり、支出は第5次拡張事業等の工事請負費等である旨、説明がありました。

第5次拡張で優遇を考えているとのことだが、その内容は、また北那須水道の受水費の見直しを考えているのか等の質疑があり、第5次拡張に板室が入っているが、いろいろな問題があるので、焼却場建設と合わせて整備をすべきか、今後十分詰めていきたい。また、平成15年度の見直しで14%の値下げをしてもらっているが、今後とも県

企業局へ要望していきたいとの説明がありました。

議案第14号 平成18年度那須塩原市黒磯水道事業会計予算については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第15号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の歳入の主なものは、水道料金、加入金であり、歳出の主なものは北那須水道受水費及び各種委託料、修繕費等であります。

また、資本的収入及び支出の歳入の主なものは、企業債、補償金等であり、歳出の主なものは配水管整備計画による整備等の工事請負費等であります。

水道料金徴収を民間委託にしているからの差は何%かの質疑に対し、収納率は16年1月で94.68%、17年1月で95.39%との説明がありました。

議案第15号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計予算については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の歳入の主なものは、水道料金、他会計補助金であり、歳出の主なものは北那須水道受水費、各種委託料等であります。

資本的収入及び支出の歳入の主なものは、企業債、一般会計補助金等であり、歳出の主なものは宮島橋配水管橋梁添架工事等の工事請負費等であります。

薬品が他の会計と比較すると少ない理由は、また1200年祭があり、収入がふえる予算を立てるべきではないか等の質疑があり、塩素滅菌だけであるため薬品代が少ない、また部分的にふえるところもあるが、逆に減るところも予想されるので確実な線で組んだ等の説明がありました。

議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事

業会計予算については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第44号 那須塩原市公園条例の一部改正について申し上げます。

太夫塚公園は平成18年9月に建物、体験学習施設が供用開始となるため、本条例を改正する旨、説明がありました。

開園時間が午前10時までというのは遅いのではないかという質疑に対し、公民館と同じく後片づけをして10時には建物の外へ出るという指導で使う旨、説明がありました。

議案第44号 那須塩原市公園条例の一部改正については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第50号 訴えの提起について申し上げます。

悪質滞納者2名を市営住宅家賃滞納訴訟要綱第5条の規定に基づき、宇都宮地方裁判所大田原支部に対し、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しを求め、訴えの提起をするものである旨、説明がありました。

滞納の月数に決まりはあるのか、またまじめに払っている人がばかを見るような印象があるのではないか等の質疑があり、要綱で6か月以上または15万円以上とある。また、不公平な部分があるので、できるだけ早く処置をしたい等の説明がありました。

議案第50号 訴えの提起については、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第51号 市道路線の認定について申し上げます。

市の土地開発指導要項に基づく開発道路の受け入れにより認定するもので、延長82.5m、幅員6mである旨、説明がありました。

開発行為の内容は、また市に提供するのか等の質疑があり、宅地分譲である。また、完了後、市

に寄附をする形になる旨の説明がありました。

議案第51号 市道路線の認定については、全員異議なく承認をいたしました。

以上が当委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

それと、大変申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。

議案第44号で、「那須塩原市都市公園条例」と言うべきところを「那須塩原市公園条例」と言いました箇所をご訂正いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 福祉環境常任委員長に質疑いたします。

陳情番号2番 市町村管理栄養士設置に関する陳情書ですけれども、先ほど継続にした理由として、現在の状態で困っているという認識を常任委員会とはとらなかったようですけれども、それは、専任の管理栄養士を配置するというのの緊急性がないというふうに執行機関がとらえていたために、常任委員会としてはこの陳情を継続というふうにしたのでしょうか。

実際に地域支援介護予防事業の推進を市は図らなきゃならないというときに、管理栄養士は不可欠の職種だというふうに私は思っております。介護保険施設、特養などでは栄養ケアマネジメントをつくらなきゃならないということで、50人ぐらいの特養であっても管理栄養士を常勤で雇用しております。地域の中で、現在までのところでは何

とかなっていたとしても、介護保険制度が変わりまして、今度地域包括支援センターなどで予防に関する支援もします。そういうところも市のほうではきちんとした運営ができていくかというようなことも見なきゃならないですし、いろいろな事業を計画していくことも、要するに施設のほうは、ある意味、施設のほうで管理栄養士を雇ってやります。在宅のほうに対しては、やはり在宅サービスをしている小さな事業所の中では無理でしょうし、地域包括支援センターあたりでも支援することになりますけれども、そのかなめになるのは市町村だというふうに思います。

ですから、そういう中で、この緊急性がないと。もう4月から始まるわけですから、私は緊急性があるというふうに思います。それなのにもかかわらず、これを継続にしたということが足かせになって、もし市のほうで管理栄養士の配置ができたということになると、半年ぐらい棒に振りますね、その期間は。

ということで考えると、そういうことを考えて、本当に執行機関として今の状態でいい、緊急性はないというふうにとらえているというような発言か何かが執行機関であったかどうか聞かせてください。もし執行機関は配置したいという意思があったかどうかをどういうふうにとらえたかも合わせて、やりとりの中でわかりましたら聞かせてください。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長、答弁を求めます。

○福祉環境常任委員長（平山 英君） 先ほど審査結果の報告を申し上げましたが、その審査をするとき、執行部からの説明では、必要性は十分に認識しており、今後十分に検討していきたいと考えているという執行部からの説明はいただきまして、その中で委員会としての討論の中でも、執行部と

して十分検討していくという前向きな考えもあるが、もう少し時間をかけて踏み込んでいくべきであるという、そうした討論もなされておりまして、採決の結果、継続審査となったわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 執行機関は十分に管理栄養士の設置の必要性があるというふうになっていたにもかかわらず、なぜ常任委員会は継続だという、もうそうなったら、別に実際に後は執行機関としても、担当部としては管理栄養士の設置が必要だというふうに認識したときに、弊害になるとしたら雇用関係で財政的な部分とか人事配置ということで、そちらのほうがなかなかうまくいかないのということで設置が出来るというんだったらわかりますけれども、議会のほうでこれをちょっと待ってと言うだけの理由があるように私には思えないんですけれども、継続とした理由というのが、先ほどの話を聞いたら、健康21というものがよくわからないからもう少し勉強したいということのように私はとれたんですけれども、これを継続にする理由というのが、それ以外にあと何があったのでしょうか。不必要だという認識は持っていないわけですよね、どちらも。執行機関は十分に必要性があるというふうにとらえていて、そして常任委員会も必要だというふうな部分をとらえていたわけですよね。そうしたら、何のために継続にするかという理由。そのときに、もう少しこの管理栄養士というのが何なのかかわからないから勉強と言ったら、それはちょっと議会のほうとしては怠慢だなと思われるので。

でも、健康21というものがわからない、そのほかに何があったのでしょうか。それを聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 27番、平山英君。福祉環境

常任委員長。

○福祉環境常任委員長（平山 英君） 委員長として報告をした中でも、健康日本21についてももう少し勉強してからにしてほしいということも申し上げたところがございますが、委員会の中で、もう少し内容を確認してからと、そういう考え方があったかなと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私もほかの団体、食改善クラブなどの活動をしていて、要するに医療費が高くなっていますよね、国保なんか。ですから、少しでも医療費を抑制したいというときに、生活習慣病などというときはやはり食のことがやられていないからだということで、そういう部分のところで予防として食の改善ということが必要なんだということが言われております。

陳情書に添付されてきているものを読めば、本当に必要なんだということはわかると思うんですね。要するに、生活習慣病の改善を早くしなきゃならないよと。そうでないと今の医療費の高騰はどうしようもないよというところへ大きな役割が果たせるのが専門職としての管理栄養士だと、ここに書いてあるじゃないですか。

そういう中で、必要だというのがこの文章の中を読んでいただければわかるような気が私はするし、これが継続というのの理由に、いや、問題はここにあるよということで、それで継続に、もう一回慎重を期すということであったならば私も構わないんですけれども、継続に十分足りるような、そういうような……。

私は、てっきりこれは通ったものだと思っていたんです。これは別に意見書を提出するかというものでないので、全協の中に意見書が出てくるものではないので、てっきりこれは通ったというふうに思ったら継続だったというのは、先ほど委

員長報告を聞いてびっくりしたわけですが、本会議場で採択していただければいいことですので、執行機関も必要だと。それに、もう4月から介護予防が始まってしまうので、そこに管理栄養士がいない。

ただ、財政上の問題で、財政的なもの、人事配置の面で、執行機関の中のところですがすぐには配置できていよというものはあるとは思うんですね。4月1日から人をもう雇うなら何らかの形で雇用しなきゃならないし、専門職として非常勤の特別職で雇うなんていう方法も出てきたら条例をかけなきゃならないしということがあれば、でも、もしそういういろいろな方法をとるとしたら、これが継続になっているのが足かせになっていて、それで執行機関が判断できなかったといたら、私はすごく議会のほうが介護予防、医療費の抑制ということに足を引っ張りかねないんじゃないかなというふうに思いますので、質疑ですからここまでにしておきますけれども、ちょっとこれは逆に慎重に、採択に逆にしてほしかったなというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

ないようですので……

〔「5番」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 総務教育常任委員長に伺います。

陳情第1号で、人権擁護法案で、内容は伝わるが討議を深める必要があると。その討議の内容についてもうちょっと詳しくお話ししていただけたらということでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員長（植木弘行君） 協議の内容

を詳しくということでございますので、何点か読み上げたいと思います。

陳情第1号 人権侵害の救済に関する法律の陳情ですね。委員からはこんな意見があります。小山には陳情者の事務所があり、十分説明されているから小山のほうでは採択した経緯がある。それから、4回にわたり国会で審議が行われたがという部分は、他の重要法案のため時間切れ、審議未了になったので、4回にわたり国会で審議されたけれども、法案が成立していない。それから、部落解放同盟は同和として一番大きな団体なので、行政は無視できない団体である。いわゆる通したほうがいいんじゃないかなというふうな意見と、そうでない意見と入り交じっていますが、最終的に判断するようになったのは、国は廃案にする気なら何度も提出しないのではないかと。何度も出すということは、法律をつくる気があるということではないか。こういう部分で、つくる可能性があるんじゃないか。

大枠ではこういうふうな意見もあったわけですが、この陳情は言いたいことは何となくわかる気がするが、真に理解するまでには至っていないと。いわゆる採決として結論づけるまでには至っていない。今の状況ではなかなか判断がつかないと思う。今回は継続して勉強会をやるようではないかと。

結果的に全会一致で継続審査としよう、こういうふうに決定になったわけでございます。もう少し内容を、勉強を委員会で詰めて、それから判断をしようという最終結論でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 島根県などでは一たんつくりましたけれども、非常に問題のある法案だということと修正に向かっているということがあるの

で、不採択という形に持って行っていただきたかったという私の希望を述べて終わりたいと思います。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定について、及び議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） では、議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定について、議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、2つの議案に対する反対討論です。

反対の理由の第1は、この条例は国民保護法に基づくもので、その大もとにはアメリカの引き起こす戦争に日本が一体となって参加する武力攻撃事態法があるからです。

武力攻撃事態法は第2条で、武力攻撃事態には武力攻撃予測事態も含まれ、その武力攻撃予測とは、武力攻撃事態に至っていないなくとも、事態が緊迫し武力攻撃が予測に至った事態のことだと規定し、第22条の中では、アメリカ軍や自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施するために措置を行うとしています。

また、第5条で地方自治体の責務、国民の協力が明記され、従わない場合は罰則が規定されてい

ます。つまり、他国の攻撃を直接受けていなくとも、政府の判断で有事体制に国民、地方自治体、民間企業を動員することができ、アメリカの引き起こす戦争が円滑、効果的に行えるよう自衛隊も日本国民も動員できるよう罰則を決めたのが武力攻撃事態法です。この具体化でもある今回の条例は、到底認めることができません。

反対の第2の理由は、この条例に基づく那須塩原市の計画は市民の保護などというものではなく、市民を戦争に強制的に動員するのが目的になるからです。

地方自治体は国民保護計画の作成が義務づけられて、国民保護法に基づき、病院、学校、公民館などの施設をアメリカ軍や自衛隊に提供したり、指定公共機関とされた医療、運輸、マスコミなども計画づくりが課せられています。那須塩原市が作成する保護計画には町内自治会、消防団、自主防災組織などが動員され、平時から国民保護体制、つまり有事体制に組み込まれていくこととなります。

国民保護法のもとでは、政府の判断で市民の避難、救護より軍事が優先され、米軍や自衛隊の軍事物資の輸送、負傷兵の治療が優先されることとなります。つまり、消防や救急は独自の判断では行動できず、本来、市民の生命や財産を守る任務は制限されることとなります。

市の職員は、みずからの信念と良心から戦争に協力できないと拒否した場合は罰則を受け、職を失うこととなります。このように、国民保護の名目で市民を強制的に戦争に動員し、拒めば罰とする条例は、断じて認められません。

反対の第3の理由は、この条例の制定が憲法9条や那須塩原市の非核平和都市宣言と矛盾するからです。

航空機のミサイル攻撃、テロなどから国民を保

護するためと言いますが、政府の決めた国民保護に関する基本指針でさえ直接攻撃の可能性は低いと言っており、主な想定は、日本の安全のためにはアメリカに協力して国際テロや大量破壊兵器の脅威と闘うため海外に出かけることであり、アメリカの言いなりに自衛隊をイラクに派兵したように、どこへでも出動させ、地方自治体や民間企業、国民及びその財産を強制的に動員しようとするものです。

東京国立市では、国民保護法に計画の作成の同条例案を提出しません。来年3月までに総合防災計画を作成し、その中で有事の対応も検討する方針です。国立市の上原公子市長は昨年の12月市議会で、非常に非現実的なものの対応に迫られており、全国の自治体は苦慮していると答弁しています。

高知県大月町では、町が提案した国民保護計画など2つの条例案が今月16日、反対多数で否決されました。この時期に武力攻撃など想定した国民保護法は時代錯誤であり、現実離れしている。平和憲法と相入れず、憲法を無視しているという理由からです。

国民保護法は、憲法が規定する基本的人権の尊重や恒久平和を希求し戦争を放棄した憲法9条に反するものであり、私は憲法9条を守ります、戦争のない世界を目指しますという公約を掲げて那須塩原市の議会に送り出させていただきました。日本共産党は、結党以来85年、唯一一貫して命がけで戦争に反対してきた政党です。

また、昨年6月、那須塩原市議会において核兵器の廃絶と恒久平和を願い全会一致で制定した、那須塩原市の非核平和都市宣言とも矛盾するものであります。憲法の平和原則を持つ国として、有事法制でアメリカの無法につき従う道を進むのではなく、平和のルールを取り戻そうという世界の

声の先頭に立つべきです。

よって、議案第28号、第29号に反対するものです。

○議長（高久武男君） 次に、30番、金子哲也君。

〔30番 金子哲也君登壇〕

○30番（金子哲也君） 議席30番、金子哲也です。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定について、並びに議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、いずれについても賛成の立場で討論をいたします。

まず、近隣諸国間との緊張状態時における条例の必要性について申し上げます。

皆さんもご承知のとおり、近年近隣諸国との間においては海底資源や海産物などの海洋資源に対する排他的経済水域をめぐる外交上の紛争が続いております。

韓国との間では、その中間にある竹島の領有権問題があり、竹島上陸をめぐる紛争しているところでもあります。また、漁場の領海侵犯問題も後を絶ちません。

また、中国の間では、尖閣列島の領有権の紛争があり、その近海における油の試掘問題で権利争いをしているところでもあります。

また、ロシアの間には北方領土問題があり、4島返還に向けて交渉をしているところでもあります。

さらに、その3か国に挟まれた北朝鮮については、2002年に入ってみずから核兵器の開発を行っていることを認め、それ以来、核不拡散条約を脱退して核兵器の開発、製造を続けていることは、6か国協議の経過の内容によっても明らかであります。また、1998年、北朝鮮は日本の上空を越え三陸沖にまで到達するミサイル、テポドンの

発射実験を行いました。もし万一、将来このミサイルと核兵器及び我が国に対する敵対行為が結びついて北朝鮮が行動を起こせば、その脅威はここで改めて申し上げるまでもありません。

また、一方、1970年代から北朝鮮は日本各地で多数の日本国民を拉致し続けてきました。この拉致問題の本質は、我が国に対する主権の侵害であり、また拉致の被害者に対する人権侵害問題であります。残念ながらいまだに解決に至っておらず、このような拉致が再び行われたいとはだれにも保証できない国際情勢にあることはご承知のとおりであります。

平成16年9月に施行され、今回の条例の根拠となっている武力攻撃緊急事態国民保護法は、このような近隣諸国との緊張関係に備えて、万一外国から武力攻撃事態と大規模なテロを受けた場合の対応方法を定める法律であります。したがって、これに備える那須塩原市の条例の制定は当然の措置と言わざるを得ません。

また、武力攻撃事態、緊急対処事態に対する那須塩原市の役割と住民との関係については、武力攻撃緊急事態国民保護法によれば、市町村は武力攻撃事態、緊急対処事態から住民の生命、身体、財産の危機を守るため、バスや鉄道事業者等と連携して住民の避難誘導をしたり、また医療、電気、水道、ガスなど消防機関と連携しながら、避難した住民を救援したりする重要な役割を担うこととなります。

このことの重大性を考えた場合、今回提案されている条例案は、これだけでは那須塩原市における自治体としての形式的な条例を定めるにすぎないようにも見られます。もし万一、武力攻撃緊急事態国民保護法に定める事態が発生した場合、その事態を住民がどのように認識し、住民がどのように行動すべきかを住民みずから理解できるよ

う、各地域の自治会との連携関係などを明確にするための実施要綱の策定や、普及活動の必要性があるのではないかと考えられます。したがって、今回の条例に加え、さらに必要な手当てがあるとすれば、慎重かつ速やかに検討すべきであると思われる。

さらに、戦後60年の市民意識と有事における備えについて申し上げれば、第二次世界大戦後六十余年を超える長期間の間に、我が国の国民は多様な経験を積み重ねてきました。しかし、事国際間の有事の際の国民の心構えや防衛意識については皆無に等しいと思われるほど、国民は実感を持ち合わせていません。

その原因として考えられるのは、日米安全保障条約が近隣諸国への抑止力となり、その保護下にあつて、有事の際の危機感や心構えを必要とせず、無関心、野放図に育ち、暮らしてきたことが挙げられます。言いかえると、多くの国民は黙っていてもだれかが守ってくれるというような漠然とした甘えや平和ぼけの社会の中において、厳しい国際環境を見落とし、見失っているのではないのでしょうか。

参考までに申し上げます、永世中立国のスイスであっても約30万人で組織する軍隊があり、他国からの侵略に備えて国境付近には爆薬が埋められ、いざというときには侵略を爆薬で守るという措置がとられております。

私は、根拠法となっている武力攻撃緊急事態国民保護法に該当するような事態が起こらないことを心底より願っている平和主義者であります。古来より備えあれば憂いなしの例えのとおり、今回の条例案については早急に成立させ、なお必要万全の体制を整えるべきものと考えております。

議員諸氏におかれましては、現在の近隣諸国との緊張関係を慎重に考慮の上、賢明なご判断を賜

りますようお願いして賛成討論を終わります。

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） では、議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定についてと議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、合わせて反対討論いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法では、地方自治体にも国民保護計画書策定を義務づけ、その計画書は政府が決めた基本方針に基づくようつくられるもの、そして首相が地方自治体を統制するシステムとなってきます。

国民保護協議会は平時から設置され、メンバーは任務に当たって防衛庁長官の同意を得た自衛隊に所属する者が参加することになり、日常的に戦争協力の施策が協議会で検討されることとなります。地方行政に自衛隊が介入する構図がつくられます。自衛隊が入ってくることはわかりますが、これだけではイメージがわきません。でも、石破茂元防衛庁長官が議員であったときに、有事法制の根幹は国民保護法の制定だと言っておりました。質問した内容を知ると、一遍にイメージできます。そのときの質問では、自衛隊はどうやって敵をせん滅するかに専念する必要がある。そのためには、これまで自衛隊がやっていたことを消防、警察がやる。消防、警察がやっていたことを民間防衛組織がやると思っていると発言しております。この発言から、戦争動員体制とはどのようなものかイメージがわきます。

かつて国民総動員体制を強力につくり出す法案が国民保護法です。国民保護法とは、イメージで国民を守るための法案と勘違いしている人がいるでしょうが、国民の生命、財産は守りません。国

民を守らないのは、歴史が証明しております。

第二次大戦のとき地上戦となった沖縄では、戦時中に軍事目的で強制的に取り上げられた土地は戦後は米軍に占領され、復帰された後は大蔵省が国有財産として囲い込んでいます。今もって返還されずに裁判になっています。国民の財産は守らないのです。

国民保護法では庭の立ち木の伐採を補償するようですが、戦争になれば平時ではないので、超法規的になってしまうのです。法律を守って戦争はやれないのです。さきの戦争の補償さえ、いまだにできていないのがこの国です。

また、沖縄戦のとき、慶良間諸島の前島は集団自決もなかったところですが、その島では中国戦線の経験者がいて、軍隊がいたら必ず殺りくが起るからと予想し、島は住民が守るからと言い、守備隊はよそに移ってもらったそうです。日本軍がいなかったために、集団自決を免れたのです。

久間元防衛庁長官は、90人の国民を救うために10人の犠牲はやむを得ないと言いました。このような発言からしても、国民の生命は守りません。

国民保護法に基づいた国民保護対策本部及び緊急対策事態等本部に必要な職員は、市の職員から市長が任命することになっています。本人が希望しなくても、任命されれば職務につくしかありません。職務拒否は処分対象となるようです。

国民の生命も財産も守らない国民保護法に従った仕事を、私は職員にさせたくありません。ですから、議案第29号 那須塩原市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について反対です。

もちろん、日常的に戦争協力の施策が検討されることになる議案第28号 那須塩原市国民保護協議会条例の制定と、それに伴う35号 国民保護協議会の委員の報酬についても、もちろん賛成はで

きるものではありません。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号及び議案第29号については、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、議案第28号及び議案第29号については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時58分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号 那須塩原市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてから、議案第33号 地方自治法改正に伴う関係条例の整備等についてまでの4件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第30号から議案第33号までの4件については、総務教育、福祉環境、産業観光の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第33号までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正についての討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について、反対討論いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法の規定に基づき設置する那須塩原市国民保護協議会のメンバーと同様にするための条例変更とのことです。つまり、那須塩原市防災会議のメンバーに自衛隊員や自衛隊OBを入れるということです。平時から防災会議に自衛隊の関係者を入れて、有事のときにいち早く国の管理下に置けるよう準備するためと思われます。

国民保護法のねらいは、自治体、民間に協力義務を課して地方行政を戦時体制に協力させ、ふだんから住民を戦争体制に組み込んでいくことです。ですから、一見関係なさそうな防災会議にまで自衛隊関係者を入れて、日ごろ行われる自主防災組織の定期的な実施される防災訓練さえも、有事を想定した内容に改められるように準備するのです。

国民保護法制定前の国会での論議から、この法律が戦争総動員体制をつくるものであることがわかります。法の第42条に訓練の項目があり、地方自治体の長は住民に対し当該訓練への参加について協力を要請することができるとあります。質疑では、自主防災組織は強制ではないと言いますが、勝手につくった仮想敵国やテロの脅威を宣伝し、住民が組織をつくるよう確実に誘導していきます。

先ほどの金子議員の討論のように、中国やロシアや北朝鮮を仮想敵国のような取り扱いにして、さも何かが起きるかのようになっていることでもわかります。今、攻撃をするというのは、中国やロ

シアや北朝鮮が攻撃することは私には考えつきません。今現在、この地球上で攻撃をするのは、唯一アメリカだけです。

自主防災組織などを活用した国民保護訓練は、他国や他民族への排他的意識をつくり、国家が国民を戦争に向かって組織していくのです。地域住民を日ごろから戦争体制に組み込むことにつながる、その第一歩となる条例の改正には賛成できません。

○議長（高久武男君） 次に、6番、鈴木紀君。

〔6番 鈴木 紀君登壇〕

○6番（鈴木 紀君） 議席番号6番、鈴木です。

議案第34号 那須塩原市防災会議条例の一部改正について、賛成の討論を行います。

本案は、市の防災会議の委員として、従来の委員に市長が必要と認める者を加えるための改正であります。この改正で予定される委員として、自衛隊関係者を想定しているとの説明がありましたが、災害時の救援や復旧に関しては、被災の規模によって自衛隊の要請という必要性も出てくるわけであります。一昨年の新潟中越地震の際に自衛隊が救援、復旧のために出動し、また那須塩原市においても平成10年の那須水害の際に、被災者の救援と早期復旧に自衛隊が大きな役割を果たしたことは、身近な体験として記憶に新しいところがあります。

以上のことから、災害対策の有識者として自衛隊関係者を防災会議の委員にすることは適切であり、当然であると考えます。したがって、今後の地域防災計画の遂行に当たり、専門的な委員を加えることによって災害対策がより一層充実されますことを要望して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号については、総務教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、議案34号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論の通告者がありませんので討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第35号については、総務教育、福祉環境、産業観光の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、議案35号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから、議案第47号 那須塩原市生涯スポーツセンター条例の廃止についてまでの12件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第36号から議案第47号までの12件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第47号までの12件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算について、反対討論いたします。

合併2年目の当初予算となる平成18年度那須塩原市一般会計予算は、平成17年度予算編成の考え方と大きな違いはなく、旧3市町で計画されていた事業や既に着手していた事業は、問題と思いながらも新市として見直すことなく予算化されていると思われます。スクラップ・アンド・ビルドとはほど遠い予算編成となっています。

合併して幾つかの利用形態の変更や負担の増減はありましたが、市民生活には大きな変化もなく1年がたちました。それぞれ自分の地区での変化はそれほど感じないようですが、最近、市民も議員も他の地区の事業の違いが合併当初より気になってきたようです。

私は合併前に3地区の違いが気になり、問題を感じていた市民とともに十分な協議が必要と言ってきました。議会ではそのときは合併の妨げになると思われたのか、合併協議会の審議に関して異論を唱えることもなく認めてきた人が多かったようです。でも、今ごろになって何か問題があるかのような発言も出てきております。しかし、問題だと感じて、合併協議会で決めたのだからと最終的に認めてしまいます。例えば、堆肥センター、塩原温泉公園などは一般質問からも何か問題が、疑問があると思われる、そんな人がいるのかと思うばかりです。私も実際、問題だと思います。しかし、合併前に決めた事業だから、旧町の基金で

行う事業だからと言われると反対しにくくなります。

また、合併時の財産として受け入れた旧西那須野町と旧塩原町が持っている塩原カントリークラブの平日会員権ですが、この会員権を持っているために年会費を予算化しています。これも反対したいのですが、合併で引き継いだ財産に伴う支出だと言われると、反対し切れませんでした。合併前にはこの会員権を使い、特定の人が利用できても、一般町民が利用していたわけではないようです。合併後も一般市民が利用できるものでもありません。合併時に処分を検討すべきだったのでしょうか、でも、それもなされずに財産として引き継いでいます。それに伴い年会費を納めることとなります。幾ら合併協議で決めたといっても、これが問題とならないのかと、私自身も自分に疑問を投げかけています。このように、合併協議で決めたことでも見直しが必要ではないでしょうか。

また、合併特例債の事業では、それぞれの地区の整備交付金とし、単独道路整備事業だけを見ますと3地区アンバランスな予算計上です。道路延長規模や人口比からすると、明らかに黒磯地区に対する道路整備予算が少ないのです。でも、黒磯インター整備関連事業を加えるとバランスがとれるのです。黒磯地区は生活道路よりインター周辺整備事業にお金をかけています。合併してまで今までの黒磯市の体制を引き継いでいます。

また、賛成できない歳出では、国会等移転促進市民会議に対する補助金が、活動がないまま計上されています。

産業廃棄物処理施設が途切れることがなく設置されていることを物語っている産業廃棄物処理施設等設置整備事業助成寄附金を受けることも、賛成できません。産業廃棄物処理施設等周辺整備事

業助成寄附金を漠然と計上していたのでは、市は産廃を容認しているにとられかねません。せめて現在の要綱では稼働している1 km以内に新たな産廃を規制していますが、稼働している施設だけを対象とするのではなく、既に終了した施設も対象にするよう要綱の変更を求めるとか、もう産廃は要らないと、具体的行動を伴う施策を市として打ち出すべきです。

さらに、賛成できない歳出として、先ほど反対討論しました議案28号、議案29号に関する予算として国民保護協議会委員等の報酬、国民保護計画の策定費用が含まれています。

以上の理由と、本来なら合併2年目には事業そのものを目的から見直し、抜本的改革に道筋をつけるべきところを、既存事業の見直しをすることなく予定していた事業を合併特例債にかえただけの予算編成に、私は賛成できません。

よって、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算については反対です。

○議長（高久武男君） 次に、23番、若松東征君。

〔23番 若松東征君登壇〕

○23番（若松東征君） 議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計予算についての賛成討論を行います。

地方の時代と言われ、地方分権が進み、地方公共団体の役割が、責任が増大の傾向にあることは言うまでもありません。政府は景気は緩やかに回復しというが、地方においては景気回復の実感が伝わってこない状況であります。

そんな中でありますが、那須塩原市においては総合計画、長期振興計画を策定し、「人と自然がふれあうやすらぎのまち」那須塩原市の実現のために7つの柱を掲げ、行政課題に取り組もうとしております。少子高齢化、環境問題、後世に負担を残さないよう、起債の抑制を重要課題と認識し

対応しようとしている姿は好感を呼び、評価するものであります。

厳しい財政状況の中で平成18年度の一般総合予算総額は405億円であります。前年度当初予算比9.9%増であります。そのうち、歳入については収入総額の44.5%を占める市税であります。前年度対比12.8%を見込んでおります。そのうち、市民税の個人市民税として固定資産税、都市計画税と市民に直結する税は、それぞれ減額の見込みであります。現在の経済状況下ではありますが、やむを得ない数字であると理解いたします。

幸い、市民税の法人市民税、たばこ税は増額を見込み、特に法人市民税は1.12%の増を見込んでおります。

一方、歳出については、重要施設を実現するために土木費、民生費、教育費、そして衛生費を大幅に増加した予算であります。民生費は、少子高齢化対策のための扶助費等が主であります。衛生費はごみ処理対策であり、土木費においては道路、橋梁等であります。本市にとってはいずれも重要な施策と考えられます。起債の抑制を図りながら、国庫補助事業を多く取り入れ、財源の重要的、効率的な配分をなされることは、執行部を初め職員のご苦勞がうかがえるものであります。

また、教育関係においては、三島学校給食共同調理場改築事業と耐震力調査や耐震診断、施設事業、安全推進事業と、先送りすることなく進めていることは評価するものであります。

ところで、市民は多様な市民サービスの要求をし、批判もします。特に道路の狭隘や悪さ、あるいは交差点の混雑を批判されます。緑豊かな自然を大事にすることも必要ではありますが、市民の生活道路の整備も重要な市民サービスと私は思います。市民が望むのであれば、改良すべきところは早期に進め、理解するものとしております。

合併後の新市のバランスのとれた市民の望む行政運営が必要であると思われま。それを望みまして、本案に賛成討論いたします。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成18年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算及び議案第3号 平成18年度那須塩原市老人保健特別会計予算の2件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第2号及び議案第3号の2件については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第4号 那須塩原市介護保険特別会計について、賛成討論いたします。

2000年度にスタートした介護保険制度は、施行後5年を目途に見直しが見られることになっています。厚生労働省は見直しの理由を、費用の伸びは推計の範囲であったが、要支援、要介護1の増加は予想外であったこと、介護予防に財政効果があると考えたこと、重度の人たちの在宅生活に資源を投入すべきと考えたこととしています。その結果、今回の改正のポイントは、給付の効率化、重点化、高齢者の尊厳の保持、制度の維持可能性としています。

具体的には、予防重視型システムへの転換として、新予防給付への振り分けです。また、施設給付の見直しとしての施設のホテルコスト、調理コストの自己負担です。さらに、新たなサービス体系の確立として、地域密着型サービスの提供、包括支援センターの新設です。そして、サービスの質の確保、向上として、介護サービス情報の公表、ケアマネジャーの資格更新制など、さまざまな改正がなされてきました。

これらの改正を踏まえて、第3期的那須塩原市高齢者保健福祉計画が策定され、それに含まれる第3期介護保険事業計画に基づいて第3期の介護保険料を算定すると算定し、第1号被保険者の保険料基準月額を3,899円としたのだと思います。しかし、10億円の基金を取り崩して保険料値上げ幅を抑え、月額3,700円の保険料と最終的には決定しました。

平成18年度介護保険特別会計予算は、基金を全額取り崩し、保険料の値上げ幅を抑えたものの、安定した、継続した事業運営ができるような順当な組み方をしていると思われま。制度改正により、なじみのケアマネジャーから引き離され新予防給付へ移行する高齢者が困らないような支援をすることや、地域包括支援センターの利用者抱え込みが起きないことを前提として、平成18年度介

護保険特別会計予算には賛成いたします。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号については、福祉環境常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成18年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計予算から、議案第16号 平成18年度那須塩原市塩原水道事業会計予算までの12件について、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第5号から議案第16号までの12件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第16号までの12件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 訴えの提起について及び議案第51号市道路線の認定についての2件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第50号及び議案第51号の2件については、建設水道常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号の2件につ

いては、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について、陳情第12号については討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 陳情第12号に対する賛成討論です。

児童扶養手当については、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進のために寄与するため、当該児童について手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度であるとしています。

児童扶養手当の受給者数は、2001年末まで全国母子家庭の95万世帯の8割近く、75万9,000人となっており、離婚を支給要件としている受給者が全体の88.3%を占めています。支給される手当の月額、02年8月からは受給資格者についてはその所得に応じて細かく設定されており、2人世帯、受給資格者1、子供1人の場合、年間収入が130万未満で、その場合には4万2,370円、収入が130万以上365万円未満の場合には4万2,360円から1万まで、驚くことに10円刻みで非常に細かく設定されています。こうした施策によって、受給者の約半数の33万人が減額になっている状態です。

小泉内閣は、02年の秋の臨時国会に母子及び寡婦福祉法の一部改正を行い、可決しました。この改正は、支給期間が5年を超えた場合には手当を半額まで減額できるというもので、重大な問題があります。厚生労働省調査98年によると、母子家庭の悩みのトップは家計、37.9%です。母子家庭の平均収入は年間230万円で、一般世帯の3分の1という低さです。

また、母子家庭に対する自立支援策が不十分なままで、このように自立・自助を押しつけている

ことも重要な問題です。適当な理由がなくて求職活動をしなかったときは支給を制限するとして、自立への努力、第4条に「自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない」という文言をつけ加えました。

さらに、養育費を確保する努力義務を母親に押しつけているのも大きな問題です。父親の養育費の支払い義務の明記は当然ですが、それを母親の努力に任せては大きな負担となるというのは言うまでもありません。

児童扶養手当は、経済的な困難を抱えている母子家庭に対して、子供の発達と生活を保障できるようにするため支給するものです。離婚の増加を理由に支給額の減額をすることは、母子家庭の生活実態にも手当の趣旨にも全く反しています。

今後、三位一体の改革との関連で児童扶養手当や児童手当の地方負担分が増額されます。国や自治体は扶養手当の計画的な拡充の方向をこそ目指すべきであり、減額をするようなことはあってはならないことです。母子家庭の子供の健やかな成長を願い、ひとり親が安心して子育てできるよう支援するためにも減額せず、国に対して意見書の採択に賛成するものです。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第12号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号については、福祉環境常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第13号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第13号については、福祉環境常任委員長報告のとおり不採択と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号については、福祉環境常任委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に、陳情第1号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 陳情第1号に対する反対討論です。

政府が今国会に再提出している人権擁護法案について世論の批判が高まり、自民党内でも異論、反対の声が噴出しています。法案は、今国民が求めている迅速な人権救済には役立たず、国民の言論、表現の自由を脅かす根本的な問題、欠陥を持っているからです。

法務省の外局につくられる人権委員会が、不当な差別や虐待など人権侵害の救済に当たると言います。官庁や企業による不当な差別的取り扱いを規制するのは当然ですが、法案は市民の間の言論、表現活動まで規制の対象としています。何を差別とするのかは、裁判でも判断が分かれる微妙な問題です。

ところが、差別の定義はあいまいで、人種などを理由とした侮辱、嫌がらせ、その他の不当な差別的言動というものです。差別と判断するかは委員会任せです。幾らでも恣意的な解釈と適用が可能です。中でも、相手を畏怖させ、困惑させ、著しく不快にさせるものは差別的言動、助長、誘発するものは差別助長行為として、予防を含め、停止の勧告や差し止め請求訴訟ができる仕組みです。市民の間の言動まで差別的言動として人権委員会が介入し、規制することになれば、国民の言論・

表現の自由、内心の自由が侵害されるおそれがあります。

差別を口実とした市民生活への介入といえ、かつて、部落解放同盟のことですが、解同が一方的に差別的な表現と断定し、集団的につるし上げる確認・糾弾闘争が問題になりました。糾弾は学校教育や地方自治体、出版・報道機関、宗教者などにも及び、校長の自殺など痛ましい事件が起き、糾弾闘争は現在でも後を絶っておらず、今回の法案は部落解放同盟の運動に悪用されかねません。

報道機関による……。ちょっと戻ります。失礼しました。

人権擁護法案どころか、逆に人権侵害法案となることが心配されます。

報道機関による過剰取材の部分を凍結しても、差別を口実とした出版、報道の事前の差しとめなども可能です。メディアへの介入・規制の危険に変わりはありません。国民の「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」という憲法第21条に抵触するような法案では到底認められません。

また、人権擁護のため最も必要な公権力や大企業による人権侵害の救済には、全くの無力です。人権委員会が法務省の外局では、同省の管轄下にある刑務所などでの人権侵害を救済できないことは明らかです。警察や防衛庁による思想・信条の自由やプライバシーの侵害がしばしば発生していますが、勧告、公表など特別救済の対象外です。大企業で横行する人権侵害も、厚生労働省などの行政に任せて救済の対象にしていません。

メディア規制の条項を凍結しても、いつでも解除できるとメディアを脅すことにもなります。メディア規制の条項を許さず、報道被害の問題は報道機関の自主的な取り組みを基本とするべきです。

本案は、日本ペンクラブ言論表現委員会・人権

委員会を初め、メディアのかかわる6団体も、安易に表現の自由への規制を法制化しようとするものとして反対しています。このような法案は国会に提出すべきではありません。真の人権救済とはどうあるべきか、問題を根本から議論し直し、国民が合意できる人権救済の仕組みをつくることこそが求められています。

よって、陳情第1号の採択には反対するものです。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、陳情第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、陳情第2号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第2号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） では、採決いたしますが、議員、起立して発言してください。

〔「いいんですよ」「さっきと同じようにして」「進行」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 採決いたします。

陳情第2号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） ありがとうございます。起立多数。

よって、陳情第2号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、陳情第3号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第3号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決しました。

◇

◎議会運営委員会行政視察の報告
について

○議長（高久武男君） 日程第2、議会運営委員会行政視察の報告についてを議題といたします。

議会運営副委員長の報告を求めます。

8番、東泉富士夫君。

〔議会運営副委員長 東泉富士夫君登壇〕

○議会運営副委員長（東泉富士夫君） それでは、那須塩原市議会運営委員会行政視察についてご報告申し上げます。

実施日①平成18年2月1日火曜日、大分県別府市、実施日②平成18年2月2日水曜日、宮崎県宮崎市の2市を行政視察してまいりました。参加者委員は委員長以下8名、なお議長、副議長、事務局随同行の総勢11名で行ってまいりました。

内容については、後でごらんになっていただければと思います。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます

す。

○議長（高久武男君） 議会運営委員長行政視察の報告を終わります。

◇

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（高久武男君） 日程第3、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会だより編集委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集委員長の申し出のとおり、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（高久武男君） 追加議事日程第1号に入ります。

◇

◎発議第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第1、発議第1号 児童手当の減額に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
27番、平山英君。

〔27番 平山 英君登壇〕

○27番（平山 英君） 発議第1号 児童扶養手当の減額に関する意見書について説明いたします。

平成15年4月施行の児童扶養手当法で受給期間が5年を超える場合、政令により手当の額の2分の1に相当する額を超えない額を減額するとしております。

児童扶養手当は、母子家庭の子供の健やかな成長を願い、教育をするためのものであります。本意見書は、ひとり親が安心して子育てをできるためにも減額率を緩和するように国に求めるものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で平成18年第1回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成18年第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る3月3日から本日までの20日間にわたりまして開催されました市議会定例会も、本日無事閉会の運びとなりました。この間、議員各位には平成18年度一般会計当初予算を初めとする71件の議案につきまして慎重に審議を尽くしていただき、さらには原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

なお、議案の審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして議員各位よりいただきましたご意見等につきましては、今後の行政運営の中に反映してまいる所存であります。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、改めまして議員の皆様をお願いを申し上げます、ご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の平成17年度予算の専決処分であります。既に平成17年度那須塩原市の各会計の補正予算は、この会議におきまして議決をいただいておりますが、年度末をもって確定し、調整の必要が生ずる経費がございますので、これらの関係につきましては補正予算の専決処分をさせていただきたく、あらかじめご理解をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、国の税制改正に伴う市税条例の一部改正にかかわる専決処分であります。現在、国におきましては、地方税に関する法律の改正作業が進められておりますが、課税の事務処理上、法律の改正に基づきまして、4月1日現在において関係条例を整えておく必要がございます。

また、栃木県市町村総合事務組合の条例施行に伴いまして、共同処理の事務に関します条例につきましても、一部改正等の整理が必要となります。それらの関係につきましても条例の一部改正に伴う専決処分をさせていただきたく、あらかじめご理解をお願い申し上げます。

最後になりますが、那須塩原市が発足をして、間もなく1年3か月を経過いたしますが、来る3月24日に合併1周年の記念式典を開催いたします。関係各位のご尽力により那須塩原市の誕生1周年を記念する式典が、ここに盛大に開催できますことを心から感謝申し上げますとともに、那須塩原市のさらなる発展に引き続きご支援賜りたくお願いを申し上げまして、第1回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

ご協力誠にありがとうございました。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。

◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

去る3月3日から20日間にわたり開会されました平成18年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了できました。各位のご協力に対し、心から御礼申し上げます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますように要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 1時50分



上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年3月22日

議 長 高 久 武 男

署 名 議 員 早 乙 女 順 子

署 名 議 員 渡 邊 穰